

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款の一部改正について

(2 0 2 5 年 1 2 月 2 日 実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第 1 条 (約款の趣旨) (省略)	第 1 条 (約款の趣旨) (省略)
第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出)	第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出)
お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条 の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書 (勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。) に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。	お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条 の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書 (勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。) に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。
2	2
～ (省略)	～ (省略)
3	3
4 前四項の際、お客様には住民票の写し、 <u>各種</u> 健康保険の <u>資格確認書</u> 、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。	4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の <u>被保険者証</u> 、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
5	5
～ (省略)	～ (省略)
11	11
第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)	第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)
～ (省略)	～ (省略)
第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)	第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)
第 15 条 (届出事項の変更)	第 15 条 (届出事項の変更)
「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、 <u>各種</u> 健康保険の <u>資格確認</u>	「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の <u>被保険者証</u> 、

改 正	現 行
書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 2 ～（省略） 4 第 16 条（契約の解除） ～（省略） 第 17 条（免責事項）	国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 2 ～（省略） 4 第 16 条（契約の解除） ～（省略） 第 17 条（免責事項）